

府政共生第366号
25初幼教第3号
雇児保発0517第1号
平成25年5月17日

各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市・中核市民生主管部（局）長
各指定都市・中核市教育委員会教育長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（少子化対策担当）
（公印省略）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
（公印省略）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
（公印省略）

幼稚園における保護者の就労状況等の調査及び把握について（通知）

平成24年8月22日付けで公布された子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)について、各位におかれては、法附則第12条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「市町村計画」という。)又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(以下「都道府県計画」という。)の策定の準備等、法の本格施行に向けて、適宜、準備を進めていただいているところですが、国においても、「子ども・子育て支援法の一部の施行等について」(平成25年4月1日付け府政共生第242号・25文科初第19号・雇児発0401第5号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)においてお示ししたとおり、法第7章等の規定が平成25年4月1日に施行されたことを踏まえ、内閣府に子ども・子育て会議を設置し、内閣総理大臣が今後定めることとなる法第61条第1項の基本指針の検討等を開始したところです。

市町村(特別区を含む。以下同じ。)による市町村計画の策定に当たっては、地域における幼児期の学校教育・保育の需要の適確な把握が必要となり、当該需要の把握に当たって参酌すべき標準については、基本指針の検討を進めていく中で検討していくこととなります。

これに先立ち、これまで市町村において必ずしも十分に実態が把握されていないと考えられる

- ① 幼稚園において実施する預かり保育を利用している子ども
- ② 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2に基づき都道府県に届出がなされている認可外保育施設を定期的に利用している子ども

については、あらかじめ市町村において、これらの子どもの数や、その利用実態に関する情報の把握に努めていただくことにより、今後、市町村計画及び都道府県計画において定める需要の見込みがより正確に立てられることになると期待されます。

このうち、上記①に該当する子どもの幼稚園における預かり保育の利用実態の把握について、下記のとおり、留意事項をまとめましたので、各位におかれては、十分に御了知の上、貴管内の市町村その他の関係者に対して遅滞なく周知するなど、その運用に遺漏のないよう、御配慮願います。

また、②に該当する子どもの利用実態の把握については、別途、改めてお示しすることとしています。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。各市町村が、別途の方法により、幼稚園における預かり保育の利用実態の把握を行うことを妨げるものではありません。

記

第一 私立幼稚園における預かり保育の利用実態の把握上の留意事項

1. 私立幼稚園においては、市町村の区域を越えた通園が一般的に見られることから、各市町村においては、管内の私立幼稚園のみならず、当該市町村に居住する保護者の子どもが周辺市町村に所在する私立幼稚園に通園することもあり得ること。
2. そのため、市町村が私立幼稚園を通じて就園奨励事業の申請手続を実施している場合には、この機会を利用することを含め、各園に通園する子どもの保護者に対して、**別添のアンケート調査（参考例）**を実施することにより、世帯単位で保護者の就労状況等について把握することが考えられること。
3. なお、類似の事業を実施していること等の理由により就園奨励事業を実施していない市町村についても、当該類似の事業を実施する上で、例えば、保護者から申請を受ける際に、上記2と同様に**別添のアンケート調査（参考例）**を実施するなどにより、世帯単位で保護者の就労状況等について把握するよう努められたいこと。

第二 公立幼稚園における預かり保育の利用実態の把握上の留意事項

1. 市町村が設置する公立幼稚園は、市町村教育委員会が自ら管理する施設であることから、就園奨励事業の申請手続にかかわらず、各園に通園する子どもの保護者に対して、**別添のアンケート調査（参考例）**を実施することにより、世帯単位の保護者の就労状況等について把握することが考えられること。

第三 その他

1. 第一及び第二に基づき、幼稚園における預かり保育の利用実態やそれを踏まえた地域における学校教育・保育の需要を把握するに当たっては、各市町村における法の施行準備担当部局はもとより、私立幼稚園、公立幼稚園及び就園奨励事業の担当部局並びに保育所担当部局の間で、適宜、連携されたいこと。

以上

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-6734-3136（直通）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-3595-2542（直通）